



長野県報

7月25日(月)
平成28年
(2016年)
第2794号

目 次

告 示

| | |
|---|---|
| 平成13年長野県告示第287号（長野県情報公開条例に基づき知事が定める法人）の一部改正（情報公開・法務課） | 1 |
| 公共測量の実施（建設政策課） | 1 |
| 公共測量の終了（建設政策課） | 1 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課） | 1 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課） | 2 |

公 告

| | |
|-----------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課） | 2 |
| 県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課） | 2 |

告 示

長野県告示第448号

平成13年長野県告示第287号（長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき知事が定める法人）の一部を次のように改正します。

平成28年7月25日

長野県知事 阿部守一

本則中「一般社団法人信州・長野県観光協会」を「一般社団法人長野県観光機構」に、「財団法人長野県農業開発公社」を「公益財団法人長野県農業開発公社」に改める。

情報公開・法務課

長野県告示第449号

須坂市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年7月25日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量（須坂市都市計画基本図作成1/2,500）
- 作業期間
平成28年6月27日から平成28年8月31日まで
- 作業地域
須坂市

建設政策課

長野県告示第450号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年7月25日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量（空中写真撮影、数値地形図データ修正）
- 作業期間
平成25年10月1日から平成28年6月30日まで
- 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第451号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除します。

平成28年7月25日

長野県知事 阿部守一

- 全部について指定を解除する区域の名称
寺沢
- 全部について指定を解除する区域
木曽郡木祖村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第452号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成28年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

堂ヶ沢

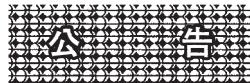
2 一部について指定を解除する区域

木曽郡木曽町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年7月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フリースクール歩む

3 代表者の氏名

鈴木 満雄

4 主たる事務所の所在地

松本市大字松原46番地3 松原マンション201号室

5 定款に記載された目的

この法人は、フリースクールの設立・運営の事業を行い、不登校の子どもとレギュラースクール以外の学びの場を求める子どもに対して、生活・学習支援を行い学校生活に戻れるように寄与することを目的とする。

県民協働課

長野県告示第453号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成28年7月15日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成28年7月25日

長野県知事 阿部守一

| 売りさばき人の氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|---------------|----------------------|--|
| 有限会社ハラダ | 北佐久郡御代田町大字御代田1602番地1 | 北佐久郡御代田町大字馬瀬口字入郷戸1855番地7 セブンイレブン御代田旭町店 |

会計課

公告

県営千ヶ滝湯川地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成28年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営千ヶ滝湯川地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年7月26日から8月23日まで

3 縦覧の場所

佐久市役所、小諸市役所、北佐久郡軽井沢町役場及び北佐久郡御代田町役場

農地整備課